

# 令和8年度県外ビジネスマッチング支援事業業務委託 企画提案仕様書

## 1 委託事業名

県外ビジネスマッチング支援事業業務委託

## 2 事業の目的

島しょ県である本県は、本土国内市場から遠隔地にあることから、県外への人流・物流等に関して、経費や時間等の面での制約が大きく、国内市場における新たな販路開拓が困難な状況にある。

本事業では、県外事業者の多様な知見、情報、技術、アイディア等を取り込むことにより、県内事業者が抱える各種課題の解決、新たな付加価値や製品、サービスの開発等に繋げ、県外での新たな販路拡大等を通して、県内事業者の「稼ぐ力」を促進するため、県内事業者と県外事業者とのビジネスマッチングを支援する。

## 3 事業期間

2年間（令和8年度から令和9年度まで）

事業年度毎に契約を行うが、事業の実施状況等を踏まえ契約を継続する場合がある。

令和8年度は本企画提案仕様書に記載されている内容を実施するものとし、令和9年度は必要に応じて事業規模及び事業内容の見直しを行うことがある。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 5 委託業務内容

事業受託者は、県外ビジネスマッチング支援事業（以下、「本事業」という。）に関し、以下に掲げる業務を行うものとする。

### (1) 沖縄県内事業者等からの情報収集業務

沖縄県内事業者が抱えるビジネス課題や、販路等拡大への関心・意欲等に関する情報を得るために、以下のとおり情報収集を行う。

ア 沖縄県内の商工会議所等、関係経済団体等から情報収集を行う。

イ 沖縄県内事業者から情報収集を行う。

ウ そのほか、本事業の周知・広報等を通じて情報収集を行う。

### (2) 県外事業者とのマッチング支援業務

沖縄県内事業者のビジネス課題の解決や新たな販路拡大等に向け、以下の取組を通

して県外事業者とのビジネスマッチングを支援する。

- ア 県外に所在するオープンイノベーション組織等での意見交換や個別のヒアリング等を通して、県外事業者等が有する技術、アイディア等の情報を収集し、沖縄県内事業者への紹介や、協力・協業に関する提案等を行う。
- イ 沖縄県内事業者の関西圏等での販路開拓に係る展示会、商談会等への誘導、新たなビジネス機会を創出するための様々な取組を行う。
- ウ 沖縄県内事業者のビジネス課題に関する先進的取組や参考事例等の情報収集を行い、先進事例視察（西日本地域）を企画して県内事業者を誘導し、連携促進・課題解決に繋げる。
- エ 西日本地域において、沖縄の課題解決に係るセミナー等を開催し、協力・協業相手となる県外事業者等との連携・ビジネスマッチングに繋げる。
- オ ビジネスマッチングの参考事例を収集して提供することにより、事業者間の協力・協業に向けた機運を醸成する。

(3) 前年度のマッチング支援に係るフォローアップ

前年度にマッチング支援を行った県内事業者に対して、必要に応じてフォローアップを行う。（委託候補者決定後の業務委託内容の協議の中で、フォローアップ方法等を調整する。）

(4) その他、本事業の目的達成のために効果的な業務

その他本事業の実施のために必要な業務や、効果的と判断される業務を提案、実施すること（自主提案）。

## 6 事業の目標

(1) 活動目標

ア 沖縄県内事業者等からの情報収集件数：120 件以上

イ 県外事業者とのマッチング支援件数：30 件

マッチング支援とは、沖縄県内事業者と県外事業者の双方が、ビジネス連携等に向けて協議、商談、調整等を行う機会を設けた場合を指す。

(2) 成果目標

県外事業者とのビジネスマッチング成立件数：4 件以上

## 7 事業実施のために必要な体制

本事業を実施するため、事業者間のビジネスマッチングに関する幅広い知識、支援経験、情報、オープンイノベーション組織とのネットワークを有し、効果的に本事業を実施できる人員、体制を整えること。事業を総括・管理する担当者については 1 名以上配置すること。

また、契約締結後、速やかに沖縄県に執行体制図を提出し、執行体制を変更する場合

は、事前に沖縄県と協議の上、執行体制図（変更）を提出すること。

## 8 事業実施に関する事項

### (1) 運営会議

事業受託者は、個別案件の進捗報告や情報共有、業務運営に係る課題等に関する調整等のため、沖縄県と定期的に（月1回程度）運営会議を開催する。また、必要に応じ、適宜報告及び打合せを行いながら進めていくものとする。

### (2) 委託料の精算

事業完了時に、実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。

### (3) 沖縄県の他事業や他行政機関等の事業等との連携

沖縄県が取り組んでいる関連事業や他行政機関等が実施する関連事業等と連携し、相乗効果を考慮した上で実施する。

## 9 予算に関する要件と対象経費

- (1) 本委託業務に係る提案上限額は28,250,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）とする。なお、提案上限額は、本事業の企画提案における提案価格の上限であり、実際の契約金額とは異なることがある。
- (2) 本事業で対象とする経費は、事業の執行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、主な対象経費は公募要領に示すとおりである。

## 10 委託業務の経理

本委託業務は、事業完了時に、契約金額の範囲内で、事業の実施に要した経費を精算するものであるため、以下の点に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、実績報告書を提出すること。
- (2) 委託業務に係る支出には、全て、支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類（領収書や納品書等、人件費については出勤簿や業務日誌等の事業に従事したことわかる書類）が必要であり、精算の際には沖縄県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものであること。
- (3) 委託業務にかかる経費については、会計帳簿を備え、他の事業と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (4) 委託業務にかかる支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した日の所属する年度の翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理し保管しておくこと。
- (5) 委託料の支払いについては、精算払いを原則とし、必要に応じて概算払いに応じるものであること。ただし、概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して概算払請求計画書（様式任意）を作成し、契約締結までに沖縄県に提示すること。
- (6) 委託業務の実施にあたって、財産（備品）の取得は原則として認めない。

(7) 事業費として計上できない経費は次のとおり。

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係のない経費

## 11 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行にあたり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

- ・本事業の業務遂行に必要な基礎資料調査等、その他沖縄県が承認した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による沖縄県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

- ・資料の収集・整理、複写・印刷・製本、議事録作成、原稿・データの入力及び集計、その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

## 12 事業の成果物及び知的財産権

(1) 業務の完了に際し次の成果物を作成し、沖縄県に提出すること。

- ア 実績報告書（製本版） 5部
- イ 実績報告書（概要版） 5部

ウ 上記に係る電子記録 一式 (PDF-テキスト形式)

※実績報告書の内容は沖縄県と事前に調整すること。

※PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。

※外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

(2) 知的財産権

ア 本委託業務の成果物の著作権等の知的財産権及び所有権は沖縄県に帰属する。

イ 本委託業務により得られた成果物、資料、情報等は、沖縄県の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

ウ 事業完了後に、事業受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は事業受託者の負担とする。

エ 本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、事業受託者の責任をもって処理すること。

### 13 その他留意事項

(1) 本仕様書の内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

(2) 事業受託者は、事業の実施にあたり、委託者である沖縄県と適宜協議を行うものとする。また、本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり必要となる事項については、沖縄県及び事業受託者の間で協議の上、決定する。

(3) 本事業は、沖縄振興特別推進交付金を活用して実施するものであり、受託者においては、補助金等に係る予算の執行適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき、適正に執行する必要がある。

また、この公募は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、沖縄県予算の成立及び沖縄振興特別推進交付金の国からの交付決定後に効力を生じる事業である。県議会において当初予算案が否決若しくは修正された場合や今後予定されている交付決定がなされなかった、若しくは交付額に変更があった場合にあっては、一部又は全部の契約を締結できないことがある。